

処 分 基 準 整 理 票

処 分 名	大津市民会館の使用許可の取消し等	
根拠法令名	大津市民会館条例（昭和49年条例第43号）	（条項）第4条第3項
基準法令名	大津市民会館条例 大津市暴力団排除条例（平成23年条例第49号）	（条項）第4条第3項 第8条
所 管 部 署	指定管理者（所管：市民部 文化・青少年課）	

- 【処分基準】
- ・文書の名称【 】
 - ・掲載図書等【 】
 - ・内容 全部記載 一部・項目のみ記載

当該使用が大津市民会館条例第4条第3項各号のいずれか又は大津市暴力団排除条例第8条に規定する暴力団を利すると認めるときに該当することを基準とし、大津市民会館条例第4条第3項第3号に規定する「前項各号のいずれか」のうち、同条第2項第3号に規定する「その他会館の管理上支障があると認められるとき。」とは、大津市民会館の管理運営に関する規則第7条各号に規定する事項を遵守せず、又は遵守しないおそれがあると認められるときとする。

【根拠法令・基準法令】

大津市民会館条例
第4条

- 2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、ホール等の使用を許可しない。
- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (2) 会館の施設又は設備を汚損し、又はき損するおそれがあるとき。
 - (3) その他会館の管理上支障があると認められるとき。
- 3 指定管理者は、ホール等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の条件を変更し、若しくは使用を停止させ、又は使用の許可を取り消すことができる。
- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
 - (2) 使用の許可の条件に違反したとき。
 - (3) 前項各号のいずれかに該当したとき。

大津市暴力団排除条例

（市の公の施設の使用における措置）

第8条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設の使用の許

可の申請があった場合又は当該公の施設の使用の許可をした後において、当該使用が暴力団を利すると認めるときは、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める他の条例の規定による場合のほか、当該使用を許可せず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。この場合において、当該不許可又は許可の取消しの処分は、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める当該他の条例の規定に基づいてなされた処分とみなす。

大津市民会館の管理運営に関する規則

(使用者及び入館者の遵守事項)

第7条 ホール等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）及び入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用者は、会館内外の秩序を保持するために必要な整理員を置くこと。
- (2) 会館に収容する人員は、使用部分の定員を超えないこと。
- (3) くぎづけ、又ははり紙等建物その他の物件を損傷するおそれのある行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外において飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (5) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる物品、動物の類を携帯し、又は連行しないこと。
- (6) その他係員の指示に従うこと。

※ 処分基準の内容すべてを記載することができないときは、当該処分基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。